平成２７年（フ）第４７０号
広島市南区東雲２丁目10番４号
債務者　荒谷名生子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
山口県下関市秋根北町９番17号　サンフォレスト　Ｖ　201号、前住所山口県下関市一の宮住吉２丁目５番26　103号
債務者　下尾　竜二
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５号
山口県下関市秋根北町９番17号　サンフォレスト　Ｖ　201号、前住所山口県下関市一の宮住吉２丁目５番26　103号
債務者　下尾　嘉子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
宮崎市大字熊野7075番地１、前住所宮崎市恒久南２丁目８番地13
債務者　坂元　和夫
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３号
宮崎市大字熊野7075番地１、前住所宮崎市恒久南２丁目８番地13
債務者　坂元　繁子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町30番地12
債務者　林　美智子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第９７号
鹿児島県曽於市財部町北俣5406番地25　水ノ久保住宅13号
債務者　本田　貞秋
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
鹿児島県曽於市財部町北俣5406番地25　水ノ久保住宅13号
債務者　本田トキヱ
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
長野県安曇野市豊科472番地５　ヨシケン食堂
債務者　ヨシケン食堂こと　西牧　良彦
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２６９号
福井県越前市府中３丁目４番30号
債務者　倉崎　朋子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3238番地１
債務者　渡邉美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１号
山梨県大月市七保町葛野1516番地
債務者　中村　紀子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２号
山梨県大月市大月町真木3700番地
債務者　和田　善仁
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１号
兵庫県南あわじ市榎列松田748番地１　県営住宅１号棟201号
債務者　三宅　弘樹
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５５３号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3285番地の１　赤坂マンション203号
債務者　渡邉　啓樹
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６４７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目２番46―18号（ローズアライ１―202）
債務者　岸　　仁
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７８号
千葉県柏市富里２丁目５番12―101号
債務者　澤田実千代
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部